

別記様式（第2条関係）

新型コロナウイルス感染症に係る吉田町国民健康保険税減免申請書

年 月 日

吉田町長 様

住所
申請者（世帯主）氏名 ⑩
電話

新型コロナウイルス感染症に係る吉田町国民健康保険税の減免に関する要領第2条の規定により、吉田町国民健康保険税の減免を受けたいので証明する書類を添えて申請します。

なお、本申請に係る審査のために必要があるときは、吉田町が申請者及び世帯員の収入状況等について調査を行うことに同意します。

記

証 番 号		
対 象 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
主たる生計維持者	<input type="checkbox"/> 申請者（世帯主）と同じ	
	氏 名	申請者との続柄
	住 所	
減 免 を 申 請 する 理 由	<input type="checkbox"/> (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったため	
	<input type="checkbox"/> (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当するため ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること。 イ 前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第632号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が、1,000万円以下であること。 ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。	

- ※ 世帯主と主たる生計維持者が異なる場合は、今後、「世帯主変更」の手続が必要となります。
- ※ 資格取得日から14日以内に手続が行われなかったことにより、令和3年3月以前分に相当する保険税の納期限日が令和3年4月1日以降に設定された場合、令和3年4月以降分に相当する税額のみ減税の対象となります。
- ※ 減免を申請する理由(2)には、事業を廃止又は失業したことによる収入減少を含みます。